

転入・転出される方へ



～引っ越したときの投票は？～

転入や転出の届出をすると、投票する場所が変わりますが、届出してすぐには変わる訳ではありません。下の表を参考に、どこで投票ができるかをご確認のうえ、投票に行きましょう。

～ 衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙の投票日は**10月23日(日)**です ～

期日前投票期間：**10月12日(水)～10月22日(土)**

引っ越しの種類	あなたの届出日	投票日に投票する場所は	備考
(ア) 久留米市内間で転居 〔久留米市から 久留米市へ〕	平成28年 9月12日 まで	<u>届出後の</u> 久留米市の投票所	* 入場券をご確認ください
	平成28年 9月13日 以降	<u>届出前の</u> 久留米市の投票所	* 入場券をご確認ください
(イ) 久留米市へ転入 〔久留米市外から 久留米市内へ〕	本市への転入の届出をした日が 平成28年 7月11日 以降	<u>届出前の</u> <u>市町の投票所</u> *【注意】(1)を参照ください	* 不在者投票制度(裏面)が利用できます。詳しくは転入前の市町村選挙管理委員会事務局へお尋ねください。
(ウ) 久留米市から転出 〔久留米市内から 久留米市外へ〕	転出先の窓口へ転入の届出をした日が 平成28年 7月11日 以降	久留米市の投票所	* 入場券をご確認ください * 不在者投票制度(裏面)が利用できます。詳しくは久留米市選挙管理委員会事務局へお尋ねください。

【注意】

- (1)当該補欠選挙の選挙権を有する人は、衆議院福岡県第6区に該当する市町の選挙人名簿に登録されている必要があります。
このため、(イ)の「久留米市外から」とは、大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町からとなります。
- (2)衆議院福岡県第6区選出議員補欠選挙以外の国政選挙や地方選挙の執行につきましては、該当の市区町村へお尋ね下さい。
- (3)上の表の(ア)または(ウ)の久留米市の投票所で投票できる方は、久留米市選挙管理委員会から「投票所入場券」をお送りします。また、久留米市にて期日前投票も可能です。(期日前投票の場所や時間などは入場券をご確認ください。) なお、(イ)の転入前の市町の投票所で投票となる方は、その市町から案内が送られてきますので、そちらをご確認ください。
- (4)上の表の内容はあくまで一般的な場合です。短期間での転出・転入がある場合や、遡っての転出の届出がある場合などは、例外的な場合もありますのでご注意ください。
- (5)不在者投票制度(裏面)を利用する場合は、手続きなどで時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。

滞在地での不在者投票のご案内

出張や転出して間もないなどの理由で、投票日当日に指定された投票所に行けない場合は、自分が選挙人名簿に登録されている市区町村（名簿登録地）の選挙管理委員会事務局に投票用紙等を請求し、出張先や転出先（滞在地）での不在者投票ができます。

●投票の方法

1. 不在者投票請求書兼宣誓書の必要事項を記入します。様式はホームページでダウンロードできます。
※本人以外の方が記入したり、パソコン作成など手書きでない場合は、投票用紙等の交付できません。
2. 必要事項を記入したら、名簿登録地の選挙管理委員会事務局へ提出してください。
※ファックスやメールでは受付できませんので、直接(選挙管理委員会事務局)または郵送で提出してください。
3. 名簿登録地の選挙管理委員会事務局から、投票用紙等が郵送で交付されます。
4. 滞在地の選挙管理委員会事務局へ交付された書類をすべて持参し、投票をおこなってください。
※「不在者投票証明書」が入っている封筒は、絶対に開封しないでください！
5. 滞在地の選挙管理委員会事務局から名簿登録地の選挙管理委員会事務局へ記載済みの投票用紙を送致します。
※記載後、投票用紙は専用の二重封筒に入れますので、投票の秘密は守られます。
6. 投票日当日に名簿登録地の投票箱に投函されます。

●投票時間

滞在地で選挙が行われている場合は、**午前8時30分から午後8時まで**
行われていない場合は、**滞在地の選挙管理委員会事務局の執務時間内**

●注意事項

- ・ 不在者投票請求書兼宣誓書の現住所は、投票用紙等が確実に郵送されるように、「〇〇アパート 102 号室」など、詳しく記入してください。また、電話番号の記入も忘れずお願いします。
- ・ 投票用紙等の請求・交付、滞在地での投票、名簿登録地への投票の送致に1週間ほどかかる場合があります。
大切な1票をムダにしないためにも、早めの手続をお願いします。なお、投票用紙等は、公示または告示日の前であっても請求できます。

